

## 実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条及び同法施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条の規定に準じ、実施方針の策定の見通しに関する事項を次のとおり公表します。

令和 6 年 4 月 15 日  
中讃広域行政事務組合

### 1. 特定事業の名称、期間及び概要

特定事業の名称 : クリントピア丸亀基幹的設備改良事業  
期間 : 事業契約締結日の翌日から令和 30 年 3 月 31 日まで（予定）  
概要 : 設計・建設工事、運営・維持管理業務、運搬業務

### 2. 公共施設等の立地

香川県丸亀市土器町北一丁目 72 番地 2

### 3. 実施方針を策定する時期

令和 6 年 5 月頃（予定）